明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（一〇）　二
○株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（一一）　三
○国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（一二）　三

〔政　令〕
○港則法施行令の一部を改正する政令（一六五）　三

〔告　示〕
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人徳島県暴力追放県民センターから住所等の変更の届出があった件（国家公安委一七）　四
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（法務九四）　四
○出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件の一部を改正する件（同九五）　六
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件の一部を改正する件（同九六）　六
○高速自動車国道に関する件（国土交通三六三～三六七）　七
○自動車事故対策計画を廃止する告示（同三六八）　八
○都市計画に関する件（関東地方整備局一三三）　八
○都市計画に関する件（近畿地方整備局九四、九五）　九
○道路に関する件（同九六、九七）　九

〔国会事項〕
公証人任免（法務省）　二

〔人事異動〕
内閣　内閣府　法務省　出入国在留管理庁　公安審査委員会　公安調査庁　二

〔皇室事項〕
官庁　建設業の許可の取消処分関係　二
裁判所　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三〇
会社その他

〔公　告〕
諸事項

本号で公布された法令のあらまし

◇裁判所職員定員法の一部を改正する法律（法律第一〇号）（法務省）

1　判事補の員数を一五人減少することとした。（第一条関係）

2　裁判官以外の裁判所の職員の員数を三一人減少することとした。（第二条関係）

3　この法律は、令和五年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（法律第一一号）（財務省）

1　供給網の強靱化等に必要な重要物資の確保等に係る業務

㈠　我が国の産業の国際競争力の維持又は向上を図る上で重要な物資の製造に関する事業等を行う外国の法人に対して、株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）が貸付け等を行うことができることとした。（第二条第一〇号及び第一一条第四号関係）

㈡　海外で生産され、又は開発された重要物資等を我が国の法人等又は出資外国法人等が外国における事業に使用するために当該外国に引き取り、又は受け入れる場合に、会社の輸入金融の対象とすることができることとした。（第二条第一三号関係）

㈢　我が国の法人等又は出資外国法人等による製品の生産に不可欠な物資の製造等に関する事業を出資外国法人等が行う場合に、会社が中小企業者等以外の我が国の法人等を経由して当該事業に必要な資金の貸付けを行うことができることとした。（第一二条第六項第四号関係）